

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省28-⑮)

政策分野名 【施策名】	多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出					担当部局名	食料産業局(農村振興局) 【食料産業局産業連携課／バイオマス循環資源課／再生可能エネルギーグループ／食品流通課／食品製造課、農村振興局整備部地域整備課】				
政策の概要 【施策の概要】	農村、とりわけ中山間地域等においては、我が国が直面する高齢化や人口減少が都市部に先駆けて進行しており、集落機能や地域資源の維持に影響が生じ、地域特性に応じた付加価値の高い農産物の生産・加工・販売等の活動を展開する上において厳しい状況となっている。 このため、農村の豊かな地域資源を最大限活用した新たな価値の創出や農業関連産業の導入等を通じて、農村全体の雇用の確保と所得の向上を促進するとともに、これまで農村の域外に流出していた経済的な価値を域内で循環させる地域内経済循環を進めるとともに、将来的には、地域間での経済的なネットワークを強化し、広域的な経済圏域への発展を目指す。					政策評価体系上の 位置付け	農村の振興				
政策に関する内閣の重要政策	食料・農業・農村基本計画(平成27年3月31日閣議決定) 第3 3(2)多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出 農林水産業・地域の活力創造プラン(平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定、平成26年6月24日改訂) Ⅲ 施策の展開方向 2. 6次産業化等の推進 バイオマス活用推進基本計画(平成22年12月17日閣議決定) 第3 バイオマスの活用の推進に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策 土地改良長期計画(平成28年8月閣議決定予定) 第3 3(2)政策目標4 ア ②小水力発電の導入等の再生可能エネルギーの拡大					政策評価 実施予定時期	平成31年8月				
施策(1)	バイオマスを機軸とする新たな産業の振興										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	地域に存在する木質・家畜排せつ物・食品廃棄物等のバイオマスを活用して、持続的な事業を創出し、ここから産出された経済的価値を農業振興や地域活性化につなげることが重要である。 このため、地方公共団体を核に農業者、食品産業事業者、バイオマス事業者等が連携してバイオマス利活用構想を策定する取組を促進する。 また、こうした構想の具体化に向けた環境整備を促進する。										
目標① 【達成すべき目標】	バイオマスを活用した持続可能な事業創出により生み出された経済的価値による、農業振興や地域活性化の実現										
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					年度ごとの実績値						
					27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		
ア バイオマス産業都市の構築	-	-	100地区	30年度	51地区	68地区	85地区	100地区		技術とバイオマスの選択と集中によりバイオマスの事業化を重点的に推進する「バイオマス事業化戦略」が平成24年9月に策定され、地域のバイオマスを活用した事業化等を目指すバイオマス産業都市の構築が位置付けられたことを受けて、平成25年度より、関係7府省が共同でバイオマス産業都市の構築を推進していることから、測定指標として選定した。 目標値については、「農林水産業・地域の活力創造プラン」(H25.12月農林水産業・地域の活力創造本部決定)において、「バイオマス産業都市を2018年までに約100地区構築する」とこととされているため、これを目標値として設定した。 年度毎の目標値については、目標値と達成年度までの年数とを勘案の上、毎年度一定数増加するものとして設定した。 ※関係7府省：内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	
					52地区	68地区					

施策(2)		農村における地域が主体となった再生可能エネルギーの生産・利用									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		農村にはバイオマスのほか、水、土地などの資源が豊富に存在していることから、これらをバイオマス発電や小水力発電などの再生可能エネルギーとして活用しつつ、農業者など地域主体の取組を拡大することにより、農業経営の改善や地域への利益還元を進め、農村の活性化を図ることが重要である。 このため、農地等の利用調整を適切に行い、再生可能エネルギーの導入と併せて、地域農業の健全な発展に資する取組を促進する。 また、再生可能エネルギーの導入により農業生産コストの削減や農業者の所得向上等につながるよう再生可能エネルギーの地産地消を推進する。 更に、固定価格買取制度の適正な運用を基礎としつつ、低コスト化・高効率化のための技術開発、送配電網の整備等を促進し、関係府省の連携の下、再生可能エネルギーの普及に向けた環境整備を図る。 今後の電力システム改革により、小売参加が自由化されることを踏まえ、地域への利益還元の効果も見極めつつ、農村地域の関係者が主体となった電力小売業の形成を促進する。									
目標① 【達成すべき目標】		再生可能エネルギー ^(注1) の生産・利用の促進									
測定指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
ア 再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を行う地区数		-	-	100地区	30年度	-	-	-	100地区		農山漁村には、土地、水、バイオマス等の再生可能エネルギーに利用できる資源が豊富に存在しており、これら資源を活用した再生可能エネルギー発電による収入を地域の農林漁業の発展に活用する多様な取組が、今後、全国各地で始まることを見込まれるところ。このような多様な取組を図る指標としては、電力量を把握するよりも、取組を行う地区数を把握することが適当であることから、測定指標として設定した。 目標値については、農山漁村に存在する資源を活用した再生可能エネルギー発電は、太陽光発電、小水力発電、バイオマス発電など多様であること、及び発電を行う事業主体や発電規模、売電収入の地域への還元方法など、地域によって多種多様な取組が行われていることから、これらを地域の事情に応じて組み合わせることにより、各都道府県においてそれぞれ2地区程度、全国で100地区の事例を育成することにより、新たに再生可能エネルギー事業に取り組もうとする事業主体が、事例を参考に取組を行うことが期待できるため、30年度を目標年度として設定したところ。 年度毎の目標値については、電源の種類等によりそれぞれ準備期間が異なることから、予め設定することが適当ではないため設定していない。
イ 農業水利施設を活用した小水力等発電電力量のかんがい排水に用いる電力量に占める割合		約2割	平成27年度	約3割以上	平成32年度	-	約22.8%	約25.6%	約28.4%	約31.2%	土地改良長期計画 ^(注2) では、「農業用水を活用した小水力発電等については、農業水利施設の維持管理費軽減にも寄与する観点から、事業の採算性にも十分留意しつつ、円滑な導入に取り組む。」ことを位置づけていることから、「農業水利施設を活用した小水力等発電電力量のかんがい排水に用いる電力量に占める割合を平成32年度までに約3割以上にする」ことを測定指標及び目標値として設定した。毎年度の目標値については、一定の割合で増加させることとして設定した。
政策手段(開始年度)		予算額計(執行額)			28年度当初予算額 [百万円]	関連する指標	政策手段の概要等				平成28年行政事業レビュー 事業番号
		25年度 [百万円]	26年度 [百万円]	27年度 [百万円]							
(1)	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(農工商等連携促進法)(平成20年)	-	-	-	-	-	農林漁業者と食品産業等の中小企業者の連携による新事業の展開を支援する。 この法律の適正な執行により、中小企業者の経営の向上及び農林漁業者の経営の改善が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び新たな市場を創出するための環境づくりの推進を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与する。				-
(2)	食品流通構造改善促進法(平成3年)	-	-	-	-	-	一般消費者の利益の増進と農林漁業の振興のため、食品流通部門の関係事業者が構造改善を行う取組に関する計画に対して国が認定を行い、この計画の実施に必要な金融、税制その他の支援措置を講ずる。 この法律の適正な執行により、食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化を図られることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与する。				-
(3)	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成17年)	-	-	-	-	-	物流コストの削減や環境負荷の低減等を図る事業に対して、その計画の認定、金融措置等の支援をする。 この法律の適正な執行により、効率的で環境負荷の小さい物流の実現が図られることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与する。				-

(4)	中心市街地の活性化に関する法律 (平成10年)	-	-	-	-	国民生活の向上及び国民経済の健全な発展のため、市町村が作成する中心市街地の都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画に対して国が認定を行い、この計画の実施に必要な金融その他の支援をする。 この法律の適正な執行により、消費者の食品に関する購買の利便を確保するとともに、地域の中小食品小売業の発展及び6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与する。	-
(5)	特定農産加工業経営改善臨時措置法 (平成元年)	-	-	-	-	特定農産加工業者等の経営の改善を促進するための金融措置等の支援をする。 この法律の適正な執行により、農業及び農産加工業が健全に発展し、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与する。	-
(6)	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(中小企業新事業活動促進法) (平成11年)	-	-	-	-	中小企業の経営革新、異分野連携新事業分野開拓等による新たな事業活動の促進を図るため、経営革新計画の承認又は異分野連携新事業分野開拓計画の認定を受けた中小企業等に対して、補助金、融資、債務保証などの支援措置をする。 この法律の適正な執行により、中小企業の創意ある成長発展が経済の活性化につながり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与する。	-
(7)	産業競争力強化法 (平成25年)	-	-	-	-	経営資源の有効活用を通じ、産業の生産性向上を図るため、強化法に基づく計画の認定を受けた事業者に対して、税制、融資、債務保証、会社法の特例などの支援措置をする。 この法律の適正な執行により、事業者の生産性が向上し、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与する。	-
(8)	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(中小企業地域資源活用促進法) (平成19年)	-	-	-	-	各地域の「強み」である産地の技術、地域の農林水産品、観光資源等の地域資源を活用して新商品開発等を行う中小企業に対して、金融措置等の支援をする。 この法律の適正な執行により、新商品の開発等が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与する。	-
(9)	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 (平成13年)	-	-	-	-	食品関連事業者に対して食品廃棄物の排出抑制と食品循環資源の再生利用の推進をする。 この法律の適正な執行により、食品産業における環境問題等の社会的な課題への取組の推進が図られ、食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与する。	-
(10)	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (平成7年)	-	-	-	-	容器包装廃棄物の減量及びリサイクルの推進をする。 この法律の適正な執行により、食品産業における環境問題等の社会的な課題への取組の推進が図られ、食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与する。	-
(11)	エネルギーの使用の合理化等に関する法律 (昭和54年)	-	-	-	-	工場等におけるエネルギー使用の合理化等を推進をする。 この法律の適正な執行により、食品産業における環境問題等の社会的な課題への取組の推進が図られ、食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与する。	-
(12)	地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成11年)	-	-	-	-	地球温暖化対策計画の策定等により温室効果ガス排出抑制を促進する。 この法律の適正な執行により、食品産業における環境問題等の社会的な課題への取組の推進が図られ、食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与する。	-
(13)	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (平成23年)	-	-	-	(2)-①-ア	再生可能エネルギー源(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス)を用いて発電された電気を、一定の期間・価格で電気事業者が買い取ることを義務付ける。 この法律の適正な執行によりエネルギー供給設備の導入促進が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与する。	-
(14)	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(6次産業化・地産地消法) (平成22年)	-	-	-	-	農林漁業者等による農林漁業の6次産業化を促進するため、農林漁業者等が農林水産物等の生産及びその加工又は販売を一体的に行う取組に関する計画並びに当該取組に資する研究開発及びその成果の利用に関する計画に対して国が認定を行い、これらの計画の実施に必要な金融その他の支援措置をする。 この法律の適正な執行により、新たに6次産業化に取り組む際の農林漁業者等の負担が軽減され、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与する。	-

(15)	種苗法 (平成10年)	-	-	-	-		新品種の保護のための品種登録に関する制度、指定種苗の表示に関する規制等について定める。 この法律の適正な執行により、品種の育成の振興と種苗の流通の適正化が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与する。	-
(16)	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律 (平成20年)	-	-	-	-		原材料生産者と燃料製造業者が連携した取組に関する計画及び研究開発に関する計画を国が認定する制度を創設するとともに、これら計画の実施に対し、税制や金融上の支援措置をする。 この法律の適正な執行により、バイオ燃料の製造・利用の拡大が図られ、農村に由来する資源を活用した新産業の創出を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与する。	-
(17)	株式会社農林漁業成長産業化支援機構法 (平成24年)	-	-	-	-		農林漁業者が主体となって新たな事業分野を開拓する事業活動等に対し出融資や経営支援を行う枠組みを定める。 この法律の適正な執行により、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与する。	-
(18)	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律 (平成25年)	-	-	-	-	(2)-①-ア	農山漁村において農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電を促進するため、農林地等の利用調整を適切に行うとともに、再生可能エネルギー発電の導入と併せて地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を促進する。 この法律の適正な執行により、エネルギー供給設備の導入促進が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与する。	-
(19)	特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(地理的表示法) (平成26年)	-	-	-	-		地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品等のうち、品質や社会的評価等の確立した特性が産地と結び付いている産品の名称を、知的財産として国に登録し、国がその名称を保護する地理的表示保護制度について定める。 この法律の適正な執行により、特定農林水産物等の生産業者の利益の保護を図り、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与する。	-
(20)	6次産業化ネットワーク推進対策事業 (平成25年度) (関連:28-3)	1,080 (580)	3,980 (3,194)	4,860 (3,236)	2,011 (1,337)	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-①-イ	農林漁業者と多様な業種の事業者が参画するネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓、加工・販売施設の整備等を支援する。 この支援措置により、農村の豊かな地域資源を最大限活用した新たな価値の創出や農業関連産業の導入等を通じて、農村全体の雇用の確保と所得の向上を促進することに寄与する。	0016
(21)	6次産業化サポート事業 (平成26年度) (関連:28-3)	-	290 (288)	320 (299)	369 (352)	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-①-イ	6次産業化に取り組む農林漁業者等の支援体制の整備、6次産業化ネットワーク活動の全国的な推進に向けた優良事例の収集・提供及び啓発セミナーの開催等を支援する。 この支援措置により、農村の豊かな地域資源を最大限活用した新たな価値の創出や農業関連産業の導入等を通じて、農村全体の雇用の確保と所得の向上を促進することに寄与する。	0018
(22)	食品ロス削減等総合対策事業 (平成26年度) 食品リサイクル促進等総合対策事業 (平成28年度) (関連:28-3)	-	95 (73)	111 (97)	77 (64)		食品産業の体質強化と地域活性化に向けて、商慣習の見直し等の食品ロス削減国民運動を展開するとともに、エネルギー利用と高付加価値農業を推進する新たな食品リサイクルループ構築等を推進する取組を支援する。 この支援措置により、食品産業における環境問題等の社会的な課題への取組の推進が図られ、食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与する。	0020
(23)	食料品アクセス環境改善対策事業 (平成26年度) (関連:28-3)	-	9 (8)	9 (8)	8 (8)		食料品アクセス環境を改善するため、地域の関係者が一体となって継続的な取組が行える仕組み作りを支援する。 この支援措置により、地域の実態に応じた自律的かつ継続的な取組が推進され、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び新たな市場を創出するための環境づくりの推進を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与する。	0022
(24)	食品サプライチェーン強靱化総合対策事業 (平成27年度) (関連:28-3)	-	-	23 (23)	19 (19)		首都直下地震及び南海トラフ地震の被災が想定される地域において、災害発生時にも機能する食品サプライチェーンを確保するため、食品産業事業者間における連携・協力体制を構築するための取組を支援する。 この支援措置により、円滑な食料供給が可能となるなど、災害時の食料供給機能の強化が図られることで、食品サプライチェーンの適切な機能の発揮に寄与する。	0023
(25)	地域バイオマス産業化推進事業 (平成24年度) (主)	682 (446)	1,955 (1,757)	1,258 (1,207)	881 (805)	(1)-①-ア	市町村等によるバイオマス産業都市の構想づくりや、構想の実現に必要なバイオマス利活用施設の整備等に関する取組を支援する。 この支援措置により、地域に存在するバイオマスに活用した持続可能な事業の創出が図られ、農業の振興や地域の活性化に寄与する。	0195
(26)	農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業 (平成25年度) (主)	165 (144)	204 (179)	201 (187)	103 (94)	(2)-①-ア	農山漁村の資源を活用した再生可能エネルギー発電事業の取組について、事業構想から運転開始に至るまでに必要となる様々な手続・取組を総合的に支援する。 この支援措置により、地域主導で再生可能エネルギーを供給する取組が推進され、そのメリットが地域に還元されることを通じて、地域の農林漁業の発展を促進し、農山漁村が活性化することで、農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与する。	0197

(27)	農山漁村再生可能エネルギー地産 地消型構想支援事業 (平成28年度) (主)	-	-	-	60 (54)	(2)-①-ア	農林漁業者を中心として地域内のエネルギー需給バランス調整システムの導入可能性調査、再生可能エネルギー設備の導入の検討、地域主体の小売電気事業者の設立の検討等を支援する。 この支援措置により、地域主導で再生可能エネルギーを供給する取組が推進され、そのメリットが地域に還元されることを通じて、地域の農林漁業の発展を促進し、農山漁村が活性化することで、農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与する。	新28-0030
(28)	農山漁村振興交付金 (平成28年度) (関連:28- 3,7,8,12,14,16,17,18,19,22)	-	-	-	7,326 の内数 (7,011 の内数)	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-①-イ	農山漁村の持つ豊かな自然及び「食」を観光、教育、福祉等に活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組、農山漁村集落が存続に向けて集落間の連携を図る取組、地域資源を活用した所得又は雇用の増大に向けた取組、農山漁村における定住を図るための取組等を総合的に支援する。 この支援措置により、農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与する。	新28-0028
(29)	農業用排水施設の整備・保全(直轄) (昭和24年度) (関連28-8,12)	60,742 (55,154)	58,581 (56,950)	53,972 (52,519)	56,359 (53,898)	(2)-①-イ	本政策手段は、農地の受益面積がおおむね3,000ha以上(畑地の場合は1,000ha以上)の地域を対象として、特に基幹的農業用排水施設の新設、管理、廃止又は変更を実施し、農業用水の安定的確保及び農地排水の改良を図るもの。具体的には、用水対策として頭首工、用水機場、用水路等を、排水対策として排水機場、排水樋門、排水路等を整備。 また、国営事業により造成された大規模な施設のうち、高度の公共性を有し、その管理に特別の技術的配慮を必要とする施設等について管理を実施。併せて、これら事業により効果的・効率的な実施に向けた調査を実施。 【(2)-①との関連】 農業水利施設の安定的な用水機能等を確保するための改修・整備に当たって、用水路の落差等を活用した小水力発電等の導入により、自ら消費する電力の供給や売電収入による施設の維持管理費の軽減に寄与する。	0108
(30)	農業競争力強化基盤整備事業 (平成24年度) (関連28-7,8)	71,177 (66,518)	76,325 (75,629)	51,218 (51,091)	72,476 (72,063)	(2)-①-イ	農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等の一体的な推進や、畦畔除去等の簡易な農地整備、老朽化した農業水利施設の補修・更新など、地域の実情に応じたきめ細やかな整備の推進を支援。 【(2)-①との関連】 農業水利施設の安定的な排水機能等を確保するための改修・整備に当たって、用水路の落差等を活用した小水力発電等の導入により、自ら消費する電力の供給や売電収入による施設の維持管理費の軽減に寄与する。	0115
(31)	農山漁村地域整備交付金 (平成22年度) (関連28-7,8,12,14,17,22)	190,443 の内数 (141,305 の内数)	125,722 の内数 (125,436 の内数)	102,624 の内数 (102,481 の内数)	87,427 の内数 (87,348 の内数)	(2)-①-イ	自治体が農山漁村地域ニーズにあった計画を自ら策定し、農山漁村地域の防災力の向上、農林水産業の基盤整備の推進を交付金により支援。 【(2)-①との関連】 交付金の事業内容の一つである農業水利施設の整備に当たり、用水路の落差等を活用した小水力発電等の導入により、自ら消費する電力の供給や売電収入による施設の維持管理費の軽減に寄与する。	0105
(32)	小水力等再生可能エネルギー導入 推進事業 (平成24年度) (関連:28-3,12,14)	1,323 (1,227)	1,071 (903)	922 (716)	476 (438)	(2)-①-イ	農業水利施設を活用した小水力等発電の導入に係る調査設計等の取組を支援する。 この支援措置により、再生可能エネルギーの活用と農業水利施設の維持管理費軽減に向けた取組の促進を図り、農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与する。	0194
(33)	農林漁業成長産業化ファンド (平成24年度) (関連:28-3)	35,000 [25,000 (産投出資) 10,000 (産投貸 付)]	15,000 [5,000 (産投出資) 10,000 (産投貸 付)]	5,000 [5,000 (産投貸 付)]	5,000 [5,000 (産投貸付)]	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-①-イ	株式会社農林漁業成長産業化支援機構を通じて、農林水産物等の特色を活かしつつ、1次産業から2次・3次産業を通じて消費者までのバリューチェーンを築く事業活動に対し、資本の提供と経営支援を一体的に実施する。 この支援措置により、農村の豊かな地域資源を最大限活用した新たな価値の創出や農業関連産業の導入等を通じて、農村全体の雇用の確保と所得の向上を促進することに寄与する。	-
(34)	農工商等連携促進法に係る資金 (平成20年度)	-	-	-	-	-	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動に必要な設備及び長期運転資金や、農林水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の取得等に対する金融措置((株)日本政策金融公庫(中小企業事業等))の支援をする。 この支援措置により、中小企業者の経営の向上及び農林漁業者の経営の改善が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び新たな市場を創出するための環境づくりの推進を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与する。	-
(35)	生鮮食料品等小売業近代化貸付制 度 (昭和43年度)	-	-	-	-	-	国民の消費生活の安定等のため、食品小売業の近代化等に必要な施設の整備に対する金融措置((株)日本政策金融公庫(国民生活事業))の支援をする。 この支援措置により生鮮食料品等の小売業の近代化・合理化が推進されることになり、食品産業の国内生産額の維持を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与する。	-
(36)	食品流通構造改善貸付金のうち食 品生産販売提携事業施設 (平成3年度)	-	-	-	-	-	生産者と食品販売業者の連携による食品流通の構造改善事業活動に必要な施設の設備に対する金融措置((株)日本政策金融公庫(農林水産事業))の支援をする。 この支援措置により食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化を促進することになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与する。	-

(37)	特定農産加工資金 (平成元年度)	-	-	-	-	農業及び農産加工業の健全な発展に資するため、特定農産加工業者等の行う経営改善に対する金融措置(㈱日本政策金融公庫(農林水産事業))の支援をする。 この支援措置により、特定農産加工業者等が経営改善に必要な施設等取得することで経営改善が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与する。	-
(38)	新規用途事業等資金 (昭和60年度)	-	-	-	-	国産農林水産物の加工の増進を通じ、その消費の拡大を図ることにより、農林漁業の生産力の維持増進を図るため、特定農林畜水産物を新規用途事業に採用する食品製造業者等に対し金融措置((㈱日本政策金融公庫(農林水産事業))からの融資)の支援をする。 この支援措置により、事業者は低利の資金を手当てすることができ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与する。	-
(39)	食品流通構造改善資金のうち食品 生産製造提携事業施設 (平成12年度)	-	-	-	-	食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化を図るため、食品製造業と農林漁業との連携に資する事業施設等に対する金融措置((株)日本政策金融公庫(農林水産事業))の支援をする。 この支援措置により、事業者の負担が軽減され、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与する。	-
(40)	食品安定供給施設整備資金 (平成11年度)	-	-	-	-	食品又は飼料の安定的な国内供給体制等の整備を図るため、食料の安定供給の確保に資する食品又は飼料製造業者等に対し金融措置(㈱日本政策金融公庫(農林水産事業)からの融資)の支援をする。 この支援措置により、事業者は低利の資金を手当てすることができ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与する。	-
(41)	6次産業化に係る資金 (平成22年度)	-	-	-	-	6次産業化等に取り組む主業農家に対して、生産・加工・販売分野のチャレンジ性のある取組に必要な無利子の農業改良資金を融通する。 ・農林水産物の生産・流通・加工又は販売に必要な共同利用施設の取得等に対する金融措置((株)日本政策金融公庫(農林水産事業)) この支援措置により、農林漁業者等の経営の改善が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	-
(42)	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(食品流通構造改善促進法) [所得税・法人税:租税特別措置法第34条の2、第65条の4、第68条の75] (平成3年度)	-	-	-	-	食品流通構造改善促進法に基づく認定を受けた食品商業集積施設整備事業の用に供するために、地方公共団体が出資する法人等に譲渡した土地等の譲渡益について、年1,500万円を上限に特別控除する。 この支援措置により、食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化を図ることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与する。	-
(43)	産業競争力強化法に係る特例措置 [登録免許税:租税特別措置法第80条] (平成25年度)	-	-	-	-	産業競争力強化法の計画認定を受けた企業等が認定された計画に従って会社設立や増資等を行う場合、登録免許税を軽減する(0.7%→0.35%等) この支援措置により、新たな会社の設立や増資等が促進され、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与する。	-
(44)	特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に係る特例措置 課税標準の軽減措置 [事業所税:地方税法附則第33条第5項] (平成元年度)	35 (73)	35 (75)	15 (73)	15 (12)	農業及び農産加工業の健全な発展に資するため、以下のことを実施する。 資産割 1/4相当額を控除 この支援措置により、特定農産加工業者等が経営改善に必要な機械等取得することで経営改善が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与する。	-
(45)	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除制度(研究開発税制) [所得税・法人税:租税特別措置法第10条、第42条の4、第68条の9] [法人住民税:地方税法第23条第1項第4号、第72条の23第1項、第292条第1項第4号] (昭和42年度)	2,314 (3,130)	2,985 (2,952)	3,058 (3,858)	3,649 (3,367.3)	支出した試験研究費を基に算出した一定の金額を、支出した年度の所得税額又は法人税額から控除する。 Ⅰ 試験研究費の総額の8～10%(中小企業者等については一律12%)の額を税額控除 Ⅱ 国の研究機関又は大学等と共同もしくは委託して行う試験研究の費用(特別試験研究費)の20%又は30%を税額控除 Ⅲ 試験研究費が増加した場合に試験研究費の増加額の5～30%を税額控除 Ⅳ 試験研究費の対売上比率が10%を超えた場合に、売上高の10%を超える試験研究費の額に控除率を乗じた額を税額控除 農林水産業及び食品産業の研究開発を促進することにより、農林水産・食品産業の成長力及び国際競争力の強化に寄与する。	-

(46)	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度 (中小企業投資促進税制) (食品企業者関係) [所得税・法人税: 措法第10条の3、第42条の6、第68条の11] (平成10年度)	6,879 (8,200)	10,039 (10,200)	10,200 (14,838)	10,200	取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除(ただし、資本金の金額が3千万円以下の中小企業に適用)との選択。 適用対象者は、中小企業者、事業協同組合等。 対象設備の取得価格については以下のとおり。 (1)機械及び装置(取得価格が160万円以上) (2)特定の器具及び備品(1台の取得価格が120万円以上) (3)一定のソフトウェア(1のソフトウェアの取得価格が70万円以上) この支援措置により、中小企業者等(食品企業者関係)の設備投資が促進されることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与する。	—
(47)	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度(商業・サービス業・農林水産業活性化税制)(食品企業者関係) [所得税・法人税: 措法第10条の5の3、第42条の12の3、第68条の15の4] (平成25年度)	1,943 (330)	1,951 (530)	550 (556)	570	取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除との選択。 適用対象者は、商業・サービス業等を営む中小企業者等。 対象設備の取得価格については以下のとおり。 (1)器具・備品(1台の取得価格が30万円以上) (2)建物附属設備(1台の取得価格が60万円以上) この支援措置により、商業・サービス業を営む中小企業者等の設備投資が促進されることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与する。	—
(48)	公害防止用設備を取得した場合の特例措置 課税標準の軽減 [固定資産税: 地方税法附則第15条第2項] [事業所税: 地方税法第701条の41第1項表3] (平成8年度)	117.9 (110.5)	123.3 (99.1)	96.5 (90.7)	75.9 (81.6)	公害防止用設備(汚水又は廃液処理施設、ばい煙の処理施設、産業廃棄物処理施設)を取得した際に、事業所税について資産割3/4相当額を控除すること、また、汚水又は廃液処理施設に係る固定資産税の課税標準を1/3を参酌し、1/6以上1/2以下の範囲内で市町村の条例で定める割合とする。 この支援措置により、食品産業における環境問題等の社会的な課題への取組の促進が図られ、食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与する。	—
(49)	グリーン投資減税 (バイオマスエタノール製造設備) [所得税・法人税] (平成23年度)	300 (0)	300 (0)	300 (0)	210 (0)	青色申告書を提出する個人又は法人が、相当程度の効果(エネルギー起源CO2排出削減又は再生可能エネルギー導入拡大)が見込まれる設備・機器を取得し、事業の用に供した場合、取得額の30%の特別償却又は取得価格の7%の税額控除(中小企業者等に限る。)が適用される。 この支援措置により、バイオ燃料の製造・利用の拡大が図られ、農村に由来する資源を活用した新産業の創出を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与する。	—
(50)	バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例[揮発油税・地方揮発油税: 租税特別措置法第88条の7] (平成20年度)	23,200 (23,852)	28,686 (27,769)	34,050 (38,330)	39,357 (38,097)	揮発油特定加工業者又は揮発油生産業者が製造したバイオエタノール等揮発油を、その製造場から移出する場合には、バイオエタノール等揮発油の数量からその製造に使用されたバイオエタノール等に含まれるエタノールの数量に相当する分を控除し、その控除後の数量を当該製造場から移出したバイオエタノール等揮発油の数量とみなす。 この支援措置により、バイオ燃料の製造・利用の拡大が図られ、農村に由来する資源を活用した新産業の創出を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与する。	—
(51)	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に基づきバイオ燃料製造設備(エタノール、ディーゼル、ガス、木質ペレットの各製造設備)に係る固定資産税の課税標準の特例[固定資産税: 地方税法附則第15条第25項] (平成20年度)	9 (10)	11 (5)	19 (21)	25 (42)	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に基づき、認定生産製造連携事業計画に従ってバイオ燃料製造設備を新設した場合、固定資産税の課税標準を3年間1/2に軽減。 この支援措置により、バイオ燃料の製造・利用の拡大が図られ、農村に由来する資源を活用した新産業の創出を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与する。	—
政策の予算額[百万円]				0 <28,863>	0 <110,944>		
政策の執行額[百万円]				0 <24,643>	0 <109,562>		

(注1)「予算額計」欄及び「28年度当初予算額」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。
(注2) 当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。
また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。
(注3) 複数政策に関連する予算については、<>外書きで記載している。

参考資料

1. 各指標における実績値の把握方法及び達成度合の判定方法

施策(1)	目標①	指標(ア)	把握の方法	関係7府省が合同で募集し、有識者委員会による評価を経て、バイオマス産業都市として選定した地区の数を集計。
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年度の実績値)/(当該年度の目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
施策(2)	目標②	指標(ア)	把握の方法	補助事業における事業実施主体の状況報告や地方農政局等からの聞き取り等により把握
			達成度合の判定方法	評価に当たっては、各年度ごとの新規取組数を基本としつつ、農山漁村における再生可能エネルギー導入の検討状況等を総合的に分析し、判定する。
		指標(イ)	把握の方法	農林水産省農村振興局調査により把握。
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年度の実績値/当該年度の目標値)×100 A'ランク150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満

2. 用語解説

注1	再生可能エネルギー	国際再生可能エネルギー機関(IRENA)憲章によれば、「再生することが可能な資源から持続可能な態様で生産されるあらゆる形態のエネルギーをいい、特にバイオエネルギー、地熱エネルギー、水力電気、海洋エネルギー、太陽エネルギー、風力エネルギーを含む」とされている(出典:資源エネルギー庁「エネルギー白書」(2010)) このうち、「再生可能エネルギー電気」とは、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法においては、再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー源を変換して得られる電気とされている。 再生可能エネルギー源:太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等
注2	土地改良長期計画	土地改良法の規定により、土地改良事業の計画的な実施に資するため、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いた上で計画案を作成し閣議決定。計画期間は、5年を一期として、土地改良事業の実施の目標及び事業量を決定。